特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長沼町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	後期高齢者医療保険に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道長沼町長

公表日

令和4年3月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	・事務の概要 　高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に関する事務処理を行っている。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。 ①資格管理に関する申請・届出の受付 ②被保険者証等の引渡し ③保険料の徴収 ④医療給付に関する申請・届出の受付
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、申告支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療保険賦課情報ファイル、後期高齢者医療情報ファイル、収納管理情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（59の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号　別表第二　82の項 【情報提供】番号法第19条第8号　別表第二　83の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長沼町税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長沼町政策推進課　〒069-1392　北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号　0123-88-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長沼町政策推進課　〒069-1392　北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号　0123-88-2111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底、住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うところを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を作成することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署_所属長	保健福祉課　奥塚美智代	保健福祉課　森下豊和	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	Ⅳ　リスク対策	-	Ⅳ　リスク対策	事後	様式変更によりリスク対策を追加
令和4年3月1日	Ⅰ-1②	・後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共	・事務の概要 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、	事後	PIA再実施
令和4年3月1日	Ⅰ-4②	番号法第19条第7号　別表第二　80,81,82,83の項	【情報照会】番号法第19条第8号　別表第二　82の項	事後	PIA再実施
令和4年3月1日	Ⅱ-1	平成31年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	PIA再実施
令和4年3月1日	Ⅱ-2	平成31年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	PIA再実施
令和7年12月2日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年12月2日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月2日	Ⅱ-1	令和4年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月2日	Ⅱ-2	令和4年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	